

【ABC 消費者情報 Vol. 180】

◎粗品につられて高額契約に！？～催眠商法（ハイハイ学校）にご注意！！～

粗品が無料でもらえると近所の人から聞いて会場に行くと、粗品だけもらうつもりが最後に高額な健康器具等を契約してしまったという相談が寄せられています。店舗に限らず公営住宅の敷地内などで、このような商法を行う事例もあります。

○アドバイス

- ・無料で粗品等をもってしまおうと高額な商品を勧められたときに断りにくくなります。「無料」につられて会場に近づかないことが第一です。
- ・契約後8日以内はクーリング・オフができます。
- ・困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512